

## 上天草市放置船等処理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放置船、廃船及び沈船（以下「放置船等」という。）を処分するにあたり、その費用の一部を支援することにより、放置船等の処分を促進し、漁港、港湾及び海岸の適正管理及び適正利用の推進を図ることを目的に上天草市放置船等処理事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条各号のいずれかに該当する放置船等の所有者
- (2) その他市長が適当と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当する放置船等の処理（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助金の交付対象外とする。

- (1) 上天草市内の漁港、港湾及び海岸において令和4年度に実施された熊本県放置船実態調査で放置船等として把握した船舶
- (2) その他市長が特に処理が必要と認める船舶

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市放置船等処理事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
  - (2) 事業計画書（様式第3号）
  - (3) 処理をしようとする船舶の位置図及び写真
  - (4) 見積書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容が適正であるかを審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、上天草市放置船等処理事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、上天草市放置船等処理事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
  - (2) 事業実績書（様式第7号）
  - (3) 領収書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市放置船等処理事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、上天草市放置船等処理事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備及び保管）

第10条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて命じるものとする。

（1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が必要と認めるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定による補助金の返還については、失効後もその効力を有する。